

確定申告は、ご自宅からスマホ申告で

申告書作成会場は、大変混雑します。税務署に行かなくても、スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、ご自宅から、e-Taxによる作成・提出ができます。

詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を参照ください。

国税庁ホームページ
確定申告書等作成コーナー



税理士による無料申告相談を開催します

申告書作成会場の開設前に申告書を作成できます。

●所得税・事業税・住民税の申告書作成相談

2月9日(月) 9:30~12:00 13:00~15:30 町役場1階 会議室2

確定申告書作成会場を開設します

佐原税務署は、所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書作成会場を開設します。

期間 2月16日(月)~3月16日(月) ※平日のみ

相談時間 9:00~17:00 (受付 8:30~16:00)

持ち物 ①スマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応のもの)

②マイナンバーカード

③マイナンバーカードの暗証番号(2種類)

利用者証明用電子証明書(数字4桁)

署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

④令和7年分確定申告のお知らせはがきまたは通知書(ご自宅などに届いた方)

⑤源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

※確定申告会場への入場には原則オンライン事前予約が必要です。

LINEアプリで国税庁公式LINEアカウントを「友だち追加」して予約してください。

※当日、確定申告会場でも入場整理券を配布しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。

※入場整理券の配布が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。

※1月5日(月)~2月13日(金)までの税務署での相談は事前予約制です。オンライン事前予約をご利用ください。

※マイナンバーカードの暗証番号が分からぬ場合または電子証明書の有効期限が過ぎている場合は、暗証番号の再発行または更新手続きを受ける必要があります。東庄町役場にお問い合わせください。

確定申告に関する電話相談 国税局電話相談センター ☎ 0570-00-5901

電話相談以外の問い合わせ 佐原税務署 個人課税部門 ☎ 0478-54-1331

マイナンバーカードに関する問い合わせ 町役場 町民課 町民係 ☎ 86-4081

申告書などの提出について

申告書などの提出のみの場合は、佐原税務署の総合窓口に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

●郵送での提出先

〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室(佐原税務署)

確定申告・住民税申告の申告相談会場を開設します

※町役場内の申告相談は予約制(先着順)です

■申告相談予約

受付期間 2月5日(木) 9:00~

※受付上限に達し次第締め切りとなります。

※今年度の予約より来庁しての予約受付を段階的に廃止します。受付方法などの詳細については、町ホームページをご確認ください。



■申告相談会

受付期間 2月16日(月)~3月16日(月)

受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00

相談会場 町役場1階町民ホール

※青色申告、譲渡(土地、建物、株式)申告など申告内容によっては町の相談会場では受付できないものがあります。

■無収入でも住民税(町・県民税)の申告を

住民税の申告をしないことで税金や社会保険料の算定が正しくできない、各種証明書が発行できないなどの影響があります。

無収入の申告は町役場1階3番の賦課徴収係の窓口で受け付けています。

給与支払報告書の提出期限は2月2日(月)

給与・賃金などを支払っている事業者には1月1日現在東庄町に居住する従業員の給与支払報告書を提出する義務があります。

従業員には専従者、パート、アルバイト、役員、外国人技能実習生も含みます。

退職者・休職者についても給与の支払いを受けなくなつた時点で東庄町に住所があつた方については提出が必要です。なお、適正な課税を行うため、支払総額が30万円以下であつても給与支払報告書の提出をお願いします。

■給与支払報告書の電子提出義務

令和6年に税務署に提出すべき源泉徴収票の提出枚数が100枚以上である給与支払者についてはe-taxまたは光ディスクなどによる給与支払報告書の提出が義務化されています。

詳細はQRコードのリンク(国税庁HP)からご確認ください。



申告相談に必要なものは事前にご準備ください

「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード+運転免許証などの本人確認できる書類」

税務署からの「令和7年分確定申告のお知らせ」はがきまたは「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」

収入や必要経費のわかるもの(源泉徴収票、支払明細書、帳簿、計算書など)

各種控除内容のわかるもの(社会保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療費通知または領収書、障害者手帳、寄附金控除証明書など)

申告者名義の通帳(還付申告の場合)

※収支内訳書、医療費控除の明細書は事前に作成をしてください。未作成の場合は申告の受付ができない場合があります。

従業員の退職時には

特別徴収額の一括徴収をお願いします

1月1日~4月30日に従業員が退職したときは、未徴収の住民税について、5月31日までに支払いをする給与または退職手当などから一括徴収することが義務付けられています(地方税法第321条の5第2項)。

一括して特別徴収すべき金額が退職手当などの金額を超える場合にはこの限りではありません。

1月1日以後に退職者が国外転出する場合には令和8年度の住民税が課税されます。出国前に納税管理人の申告をするよう案内をお願いします。

詳細はQRコードのリンク(総務省ホームページ)からご確認ください。

